

関係事業者のみなさまへ

# ごみ集積所の

# 事前相談等をお願いします。



Colors, Future!

川崎市

ごみ集積所の確認や設置をせずに住宅建築等を行った場合、近隣住民とのトラブルとなることがありますので、該当するケースを確認し、管轄の生活環境事業所と早い段階での相談等をお願いします。

## ケース

- ①共同住宅若しくは長屋１０戸以上
- ②共同住宅若しくは長屋１０戸未満
- ③戸建１０戸以上＋開発行為を伴う
- ④戸建１０戸以上＋開発行為を伴わない
- ⑤戸建１０戸未満

①③

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づく

## 事前協議

(近隣住民、町内会などへ説明・調整)

②  
④  
⑤

## 事前相談

- ごみ集積所を新規に設置する場合
- 既存のごみ集積所を利用する場合

近隣住民、町内会などと相談・調整

生活環境事業所と設置場所等の確認・調整

## ごみ収集申込書の提出

収集開始日の１週間前までに管轄の生活環境事業所へ提出してください。

### 【生活環境事業所一覧】

| 事業区域          | 管轄の生活環境事業所                             |
|---------------|----------------------------------------|
| 川崎区 全域        | 川崎生活環境事業所<br>川崎区塩浜 4-11-9 044(266)5747 |
| 幸区 及び 中原区 全域  | 中原生活環境事業所<br>中原区中丸子 155-1 044(411)9220 |
| 高津区 及び 宮前区 全域 | 宮前生活環境事業所<br>宮前区宮崎 172 044(866)9131    |
| 多摩区 及び 麻生区 全域 | 多摩生活環境事業所<br>多摩区枳形 1-14-1 044(933)4111 |